

近世・近代の海女漁における資源管理について
—江戸期の管理制度と組合規則への継承—

2012/04/23

三重大学大学院 1 年生 杉山 亜有美

《はじめに》

現在、海女漁では乱獲による資源の枯渇が叫ばれ、厳しい制限の下で漁が行われている。また、こうした制限は江戸時代から現在まで長い間続けられてきたといった見方が現在なされている。しかし、そうしたことは史料的裏付けはなされていない。

ここでは、志摩半島における海女漁の規制に焦点をあて、江戸時代の海女漁村での規制の存在、その背景、明治時代に入ってから結成された組合の規則との関係性を各村の指出帳や水産調査書等を用いて明らかにしていく。

《第一章》 江戸期における海女漁の規制

〈第一節〉 海藻の磯留制

- ・ 享保 11 (1726) 年の指出帳¹に記された各漁村の海藻の採藻期を表 1 に、明治 14 (1881) 年の『三重県水産概略』²から海藻の適漁時期を表 2 に、また明治 16 (1883) 年の『三重県水産図解』³に記された各漁村の維持法を表 3 にまとめた。

【表 1, 2, 3 の分析】

- ・ 各漁村の採藻期が、全く同一ではなく、多少のズレが生じている
→ 採藻期は各漁村において決められていた
- ・ 磯留は適漁時期に至っても行なわれている
→ 現在行なわれている資源管理の為の規制とは違った規制の在り方

- ・ 磯留制はいつ頃から発現したのか。

→ もっとも古い史料は、管見の限り元禄 3 (1690) 年の石鏡村と坂手村の漁業争論文書であり、海藻の磯留制は江戸時代前期には発現していたと考えられる。

1 指出帳

領主の交代時に領内の支配の基礎資料として、領主が各村に村勢を記させ提出を命じた帳面。村明細帳。稲垣氏の入部の際に提出された享保 11 (1726) 年の指出帳が基本的に全村残っている

2 『三重県水産概略』

三重県勸業課六等属水野正連が編述したものであり、明治 10 (1877) 年から全国規模で行われた水産調査が基になっている。

3 『三重県水産図解』

明治 14 年に編述された『三重県水産図説』の遺漏を補填し、魚介苔藻の製造法や漁村の慣例維持法をも調査し集めたもの。

〈第二節〉 鮑の漁期規制

- ・ 鮑漁の漁期規制が確認出来る史料は、『三重県水産図解』の菅島村、答志村における維持法の項の記述のみである（史料1）。

【注目すべき点】

- ・ 菅島村、答志村では、明治16年の時点で既に資源管理を意図した磯留が行われていた。
- ・ 少なくとも資源管理を意識した磯留制は江戸時代中期以降から明治時代初期までの間に発現したものと考えられる。
- ・ 志摩半島全域にみられるものではなく、ごく限られた地域のみであったと推測される。

〈第三節〉 鮑の大きさの規制

- ・ まずは江戸期における漁民の鮑の大きさに対する認識を確認しておきたい。
享保11年の指出帳に記されている鮑の大きさとその代銀に注目する（表4）。

【表4の分析】

- ・ 当時の漁民にとっては3寸から4寸までの間の大きさである鮑が「中鮑」という認識であったと考えられる。
→3.5寸の鮑の採捕を禁止している（「三重県漁業調整規則」）現代に比べると、当時の漁民においては鮑の大きさに対する基準は現代よりもっと低いものであった。

- ・ 大きさの規制については、わずかに『三重県水産概略』の鮑漁の項に石鏡村、安乗村の事例が見られるだけである（史料2）。

【注目すべき点】

- ・ 規制が鳥羽藩全体に定められたものではなく、村ごとの自主的規制であった。

《第二章》 海女漁における規制発現の背景

〈第一節〉 得意商人に対する海藻の売買

- ・ 安永2（1773）年に藩の荒布買い上げ制に反対し、20の海女漁村から出された嘆願書（史料3）から、当時、海女漁村では得意商人（大坂・伏見の商人）から代金の先借り、金子を借用などを行っており、これに対し、村方としては「得意商人の他には一切売らない」といった対応を取っていたことが分かる。
→村方は得意商人との関係を維持するため外売りを許さず、村一手売りを行っていた。
→個人での売買は、得意商人との契約に背くだけでなく、村経済にも打撃を与える。
- ・ 海藻の磯留制は、抜け荷を防止するための村々の施策であったと考えられる。
- ・ 得意商人との関係が江戸時代初期の頃には形成されていたため、外売りを禁止することを目的とした磯留が早い時期から形成されていたと推測される。

〈第二節〉 鰯漁と海女漁

- ・元禄 3（1690）年の石鏡村と坂手村の漁業論争文書には海女漁と鰯漁について、「名吉之時分」にはかづき（海女漁）をさせないと記されていることから、鰯漁を行なっている時期には海女漁は出来なかったことが分かる。
→海女漁は鰯漁の影響を採捕期に受けていたと考えられる。こうした影響については、鰯漁中に不正を起こしていたことなどから不満はあったのであろうが、村内の漁場の制限性ゆえ、他漁と共存していくことが海女漁にとって必要不可欠なことであった。

〈第三節〉 漁民の資源管理意識

- ・江戸期の漁民の資源管理に関わる知識について
→『三重県水産概略』の鮑漁の項（史料 4）から当時の漁民が産卵期に対する知識があったことが確認できる。
→明治 12（1879）年の船越村における『水産取調書』⁴から、鮑のみではなく海藻などその他海産物の繁殖期、産卵期についても漁民に時期的知識があったことが窺える。
- ・当時の漁民に産卵期、繁殖期に対する捕獲、採藻の自発的抑制があったことは十分に考えられる。つまり、資源の管理に関わる知識が磯留等の制限という形では志摩半島全域に徹底されはしなかったが、海女たち漁民のなかに潜在的にあったと考えられる。

《第三章》 明治期の組合結成と組合規則

〈第一節〉 明治初年の混乱と組合結成

- ・江戸時代が終わり、近代化が進むにしたがって、これまでの社会の在り方が変化していく。ここで時代の変化に伴う漁業規則の変化と漁業組合結成までの経緯について検討を加える。

【漁業組合結成までの経緯】

- ・明治 8 年 2 月 20 日 政府が漁業税の廃止を全国に布達
→各所から漁業税上納願が提出され、混乱したため失敗
- ・明治 8 年 12 月 19 日 政府が漁場の官有拝借制を実施する
→各漁村は漁場を確保するため、競って拝借願が提出され再び混乱に陥り失敗
- ・明治 9 年 7 月 政府は官有拝借制の廃止と旧慣による取締を指示
*この頃、漁業論争の勃発や従来 of 村の取締りを度外視する者が現れ、乱獲が起り、それにより資源管理を考慮せねばならなくなっていた。

⁴ 『水産取調書』

明治 12 年 8 月に三重県令岩村定高の名において、内務省勸農局長の指示した一定の調査規格による調査を実施した際に各村から三重県に提出された調査書が水産取調書である。中田四朗氏の調査で浦村、越賀村、船越村、国府村、東大淀村の村控が現在残っていることが確認されている。

- ・明治 19 年 政府が「漁業組合準則」（史料 5）を公布し、組合による共同の漁業の管理と漁業秩序の形成を推し進める。
- ・明治 20 年 三重県から「漁業組合規約例」が示される。
→「漁業組合規約例」を模範する形で各組合の組合規則がつけられる
- ・明治 20 年 旧鳥羽藩領であった答志郡・英虞郡の 2 郡を一体として雑魚組合、介藻組合、海鼠組合、石花菜組合の 4 組合が結成。

〈第二節〉 組合規則への継承

- ・組合の結成により、それまで村内で統制されていた漁民たちは組合への加入が義務づけられ、組合規則を厳守しなければならなくなった。
- ・組合規則は明治 20 年に三重県から公布された「漁業組合規約例」を基につくられているため、まず「漁業組合規約例」（史料 6）について注目すべき点を挙げる。

- ・政府が公布した「漁業組合準則」には記されなかった旧慣の維持と水族の繁殖を目的とすることが記された
- ・漁期の制限、捕獲の制限、漁具の制限を加えるよう例が示された
*ただし、政府が公布した「漁業組合準則」では採捕期間を定めることとしているのに対し、三重県が公布した「漁業組合規約例」では採捕期・採藻期に制限を加えるよう例を示している。→産卵期のみを制限

- ・「漁業組合規約例」を基に作られた 4 組合の組合規約（史料 7）は海女漁の規制とどういった関係を持ったのか

- ・「漁業組合規約例」と「組合規約」を比べると、期間に多少のズレや短縮が窺え、この規則が組合独自に定められたことが分かる
→それまでの漁民がもっていた資源管理に関わる知識が顕在化したもの

《おわりに》

海女漁における規制は早くは商人との関係、他漁との関係といった村内の経済的理由から発現してきた。そして、江戸時代中期から明治時代前期にかけては、村単位での自主的規制が行われた。海からの恵みによって生活を成り立たせている海女たち漁民にとって磯は一際大切な場所であり、そうした磯を守っていくため、資源の管理に繋がるような産卵期の知識が潜在化していたのであろう。こうした知識は、明治に入ってから結成された漁業組合の規約に顕在化した。つまり、政府からの圧力で組合規約が定められたのではなく、漁民の資源管理の知識が継承される形で組合規約が定められたのである。

漁村	海藻名	採藻期
坂手村	初生若布	(御用の節、差上)
	ほんたわら	12 月中に差上
	ふのり	(御用に付、6月7月中 差上げ)
石鏡村	洗ふのり	(御用の節、差上)
	煮荒布	(御用の節、差上)
	若布	(御用の節、差上)
	甘苔(アマノリ)	(御用の節、差上)
	海鹿(ヒジキ)	(御用の節、差上)
桃取村	煮ひじき	(御用の節、差上)
	海雲(モズク)	(御用の節、差上)
	洗ふのり	(御用の節、差上)
答志村	初若和布	正 2 月中に差上
	洗若布	3 月～4 月迄
	塩若和布	(御用の節、差上)
	洗ふのり	6、7 月～洗う
	荒布	5 月～8 月迄
	甘苔(アマノリ)	2, 3 月
菅島村	洗ふのり	(御用の節、差上)
	煮荒布	(御用の節、差上)
	潮和布	(御用の節、差上)
相差村	若布	2 月～3 月迄
	荒和布	5 月～8 月迄
	甘苔(アマノリ)	2 月～3 月迄
	海鹿(ヒジキ)	10 月～3 月迄
	洗布苔	(御用の節、差上)
国崎村	洗ふのり	(御用の節、差上)
	若布	2 月～3 月迄
	あらめ	6 月～8 月迄
	甘苔(アマノリ)	2 月～3 月迄
	海鹿毛(ヒジキ)	2 月～3 月迄
畔蛸村	洗ふのり	(御用の節、差上)

表1

* 表中「御用に節、差上げ」は、採藻はしているが、指出帳からは採藻期が特定できなかったものを示す。

海藻名	適漁時期
若布(ワカメ)	2 月～5 月
荒布(アラメ)	6 月
鹿尾菜(ヒジキ)	寒中
海苔(アマノリ)	12 月～3 月
海羅(フノリ)	1 月～5 月
石花菜(テングサ)	6 月～8 月

表 2

町村	海藻名	採藻の時期規制
鳥羽町 小浜村	海带 (アラメ)	旧4月29日口明け
	若布	旧2月口明け
桃取村	鹿尾菜 (ヒジキ)	冬季より立夏迄磯留
	布苔	冬季より立夏迄磯留
安楽島村	鹿尾菜	10月より翌3月迄磯留
菅島村 答志村	若布・海苔・ 鹿尾菜・荒 布・布苔等	採藻の季節に従い磯留
石鏡村 相差村	若布	2月口明け
	布苔	12月口明け
	甘苔	2月口明け
	荒布	夏季土用中口明け
船越村 片田村 布施田村 和具村 越賀村 御座村 浜島村 南張村	石花菜 若布 荒布 鹿尾菜	各季節により磯留

表 3

漁村	鮑の大きさ	代銀
石鏡村	6寸	1匁
	5寸	8分
	4寸	6分
	3寸	4分
答志村	6寸	1匁
	5寸	8分
	4寸	6分
菅島村	6寸	1匁
	5寸	8分
	4寸	6分
相差村	中鮑	5分
国崎村	中鮑	5分

表 4

【史料1】

鮑漁ハ九月ヨリ十二月迄ヲ磯留メトス（九月ヨリ十二月迄ハ鮑子ヲ胎ミ、且ツ海上風波荒クシテ捕獲シ難キ季ナリ）

【史料2】

按ズルニ種族蕃息ノ保護法ヲ設ケス。然レトモ、其小ナルモノヲ捕フヲ禁ス。石鏡村例規。安乗村ノ如キハ小鑿ヲ用使セス。故ニ捕獲ニ不便ヲナシ小ナルモノヲ保護スル一斑トス。是レ旧慣ノ例規ナリト云フ。

【史料3】

先達而奉申上候通、荒布売買之儀者往古より大坂・伏見・備前・尾州辺、其村々取遣仕来候買主有之壳渡申儀ニ御座候。然所数年来之儀ニ御座候得者懇意重り申ニ随ひ、荒布代金先借仕其外作方不出来、或者不漁・病難等ニ而御年貢金不足仕候敷、村賄金差支申節者、右買主江無抛頼入、世話ニ相成候儀共数多御座候ニ付、荒布代金ニ而者勘定相濟不申、追々滞金出来仕候故自然と大金ニ相成返済難成、尚又荒布代金不残右借用之内江相渡候而者、村方賄一向弁不申候ニ付、其旨を以相敷ニ滞金之分者敷金と申仕呉候様其恩分にて永々荒布外壳致間敷旨堅申合候而、荒布代金ハ年々請取候様ニ仕候村方茂有之、其外所々村借金多催促ニ迷惑仕、其差間ニ相成候村々ハ、右為作略之ニ買主方江荒布賣物ニ差入年賦定仕、大金借請候而、年々荒布不残相渡、代金七年賦差継ニ仕候村方茂御座候而彼是入組候訳共多御座候。左候得者、今度被願出候兩人支配ニ相成候而、是迄之買主江約束違申ニ付、六ヶ敷申出候様ニ罷成、其村々難渋可仕候。此段別而氣之毒ニ奉存候得共具ニ申上候儀者恐入、尚又是等之儀精（々々）御吟味被為仰出候御儀ニ茂無御座候ニ付、旁差控候而微細ニ者不申上候。乍恐御賢察被為成下候之様奉願候。尤安乗村之儀者荒布壳渡方之儀ニ付外村々と違候筋茂御座候ニ付、其訳別紙ニ申上候御事

【史料4】

鮑ノ正スル卵及ビ其候ヲ審ニセス四月下旬極メテ細小ニシテ蜆貝ノ如キモノヲ見ル土人呼ンデ流レ子トス。越賀村人ノ説ニ抛レハ十月ノ候子ヲ胎ミ十一月ニ至リ小石ニ卵ヲ付着ス。又片田村人ノ説ニ四月八月兩度鮑ノ腹内膨張シ白膜ノ如キモノヲ包蔵ス。其後肉脱シ腸縮退ス。其時白膜ノ如キモノヲ見ス。是レ分娩スル者ト云

【史料5】

農商務省令第七号公布

第一条 漁業・水産動植物採捕ヲ併称ス。ニ従事スルモノハ適宜区画ヲ定メ組合ヲ設ケ規約ヲ作り管轄庁ノ認可ヲ請フヘシ。

但、漁業者僅少ニシテ他ノ漁場ニ関係セサル地ハ管轄庁ノ見込ヲ以テ組合ヲ要セサルコトアルヘシ。

第二条 組合ハ營業ノ弊害ヲ矯正シ利益ヲ増進スルヲ目的トス。

第三条 組合ハ左ノ二類トス。

第一類 捕魚採藻（遠海漁業若クハ大地引・台網・捕鯨・昆布採取ノ類）ノ種類ニ從ヒ
特ニ組合ヲナスモノ

第二類 河海湖沼沿岸ノ地区ニ於テ各種ノ漁業ヲ混同シテ組合ヲナスモノ

第四条 前条第二類ノ漁業ニシテ漁場ノ相連帶スルモノハ必ス一組合トナスヘシ

第五条 組合規約ニ掲ク可キ事項左ノ如シ。

一 組合ノ名称及事務所位置

二 組合ノ目的

三 役員選挙法及権限

四 会議ニ関スル規程

五 加入者及退去者ニ関スル規定

六 違約者処分ノ方法

七 費用ノ徴収及賦課法

八 捕魚採藻ノ季節ヲ定ムル事

九 漁具・漁法及採藻ノ制限ヲ定ムル事

十 漁場区域ニ関スル事

十一 前各項ノ外組合ニ於テ必要トナス事項

第六条 組合ハ規約ヲ更正シ、若クハ前組合ヲ分立・合併セントスルトキハ、管轄庁ノ認可ヲ請フヘシ。

第七条 組合ハ聯合会ヲ設ケ、其規約ヲ作り、若クハ之ヲ更正セントスルトキハ、管轄庁ノ認可ヲ請フヘシ

第八条 二府県以上ニ渉ル組合及聯合会ノ規約ハ交渉官庁ヲ經テ農商務省ノ認可ヲ請フ可シ。但、規約ヲ更正シ、若クハ其組合ヲ分立合併セントスルトキモ本条ニ準スヘシ。

第九条 二府県以上ニ渉ル組合ハ便宜ノ地ニ事務所本部ヲ設ケ、其他ハ每府県事情ニ依リ其必要ナラザル場合ニ於テハ、之ヲ置カサルヲ得。

【史料6】

第十条 当組合ハ漁業上（水産動物採捕ヲ合称ス）従来ノ旧慣ヲ維持シ、其弊害ヲ矯正シ、水族ノ蕃殖、漁具・採藻器ノ改良及魚付林ノ増殖保護等総テ漁業上共同ノ利益ヲ図ルヲ以テ目的トス。

第十二条 漁期制限ヲ定ムル左ノ如シ。

- 一 鮑 十一月ヨリ十二月迄捕獲ス可カラス。
- 一 海鼠 六月ヨリ十一月迄全。
- 一 淡菜 十一月ヨリ翌年一月迄全。
- 一 真珠貝 十一月ヨリ翌年三月迄全。
- 一 蝦 五月ヨリ九月迄全。
- 一 鮎 三月一日ヨリ六月三十日迄全。
- 一 何々 何々

第十三条 採藻期ノ制限ヲ定ムル左ノ如シ。

- 一 石花菜 十一月ヨリ翌年三月マテ採取スヘカラス。
- 一 若布 七月ヨリ翌年一月マテ、全。
- 一 荒布 九月ヨリ翌年五月マテ、全。
- 一 鹿尾菜 五月ヨリ九月マテ、全。
- 一 海羅 六月ヨリ翌年一月マテ、全。
- 一 肥料藻 十一月ヨリ翌年四月マテ、全。
- 一 何々 何々

【史料7】介藻組合の採捕期・採藻期の制限（抜粋）

第十二条 漁期制限ヲ定ムル左ノ如シ。

- 一 鮑ハ、十月十五日ヨリ十一月十五日迄捕獲スヘカラス
- 一 淡菜ハ、三月一日ヨリ六月三十日迄、同。
- 一 蝦ハ、六月一日ヨリ八月三十一日迄、同。

但、答志郡ノ内答志・神島ノ二ヶ村ニ限り、十二月ヨリ翌年四月三十日迄捕獲スヘカラス。

第十三条 採藻期ノ制限ヲ定ムル左ノ如シ。

- 一 若布ハ、八月一日ヨリ十二月三十一日迄採取スヘカラス。
- 一 荒布ハ、十月一日ヨリ翌年五月三十一日迄、同。
- 一 鹿尾菜ハ、六月一日ヨリ十月三十一日迄、同。
- 一 海羅ハ、七月一日ヨリ翌年一月三十一日迄、同。
- 一 肥料藻ハ、十二月一日ヨリ翌年二月十日迄、同。